

第5 緊急時における国、県及び市町相互間の連絡・連携体制

ポイント

- ◎ 緊急時における国との連絡・連携体制
- ◎ 緊急時における県及び市町相互間の連絡・連携体制
- ◎ 県及び市町と関係団体との連絡体制
- ◎ 緊急時の指揮命令系統

1 緊急時における国との連絡・連携体制

県及び保健所設置市は、感染症法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について緊急と認められる場合には、国に患者等の発生状況等について可能な限り詳細に提供し、国から患者等の発生状況や医学的な知見など対策を講じる上で有益な情報を受ける等、緊密な連携を図る。

また、県及び保健所設置市は、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、県及び保健所設置市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国から職員や専門家の派遣等を要請する。

さらに、県及び保健所設置市は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、当該検疫所と連携し、当該患者や同行者等の追跡調査及びその他必要な措置を行う。

2 緊急時における県及び市町相互間の連絡・連携体制

(1) 関係機関との連絡・連携体制

県及び市町は、平時から緊密な連絡を保つとともに、感染症の発生状況や緊急性等に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。

(2) 関係市町との連携体制

県及び保健所設置市は、関係市町に対して、地域の感染症発生動向調査結果など必要な情報を提供し、相互間に緊急時における連絡体制を整備する。また、相互に連携して、住民に適切に情報提供等を行い、感染症の発生の予防及びまん延の防止を進める。

また、県は、複数の市町や保健所にわたり感染症が発生した場合で緊急を要するときは、県内の統一的な対応方針を立て、市町間及び保健所間の連絡調整に努める。

(3) 他県との連絡体制

県は、感染症の発生に備え、平時から、近隣県との情報交換を行うとともに、複数の都道府県にわたり感染症が発生した場合は、関係都道府県で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努める。

3 県及び市町と関係団体との連絡体制

県及び市町は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。また、消防機関に対しては、保健所、保健所設置市が感染症の発生状況等の必要な情報を地元消防機関に提供して消防職員の感染防止に努めるとともに、県及び保健所設置市は、警察機関からも緊急時には必要な協力が得られるよう、緊密な連絡体制を確保する。

4 緊急時の指揮命令系統

県及び保健所設置市は緊急時の感染症の発生を想定して、責任者を複数定めるなど、緊急時の指揮命令系統をあらかじめ明確にしておく。